



鎌倉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鎌倉市長

松尾 崇

## 鎌倉市条例第34号

### 鎌倉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市老人福祉センター条例（昭和47年3月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康の増進」を「生きがいつくりや多世代交流等を通じ、健康の増進」に、「図る」を「供与する」に改める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第3条第2号に掲げる事業に参加する者（前号に掲げる者を除く。）

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生きがい対策事業
- (2) 多世代交流事業
- (3) 介護予防事業
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。